

## 2019 年国民生活基礎調査 匿名データの作成方針(案)

## 1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名化処理基準に準拠した秘匿措置、並びに過去の答申で提供している平成 28 年国民生活基礎調査の匿名データ A と匿名データ B（諮問第 148 号の答申、令和 3 年 9 月 29 日）に準じて作成・提供する。ただし、社会情勢の変化等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

## 2 作成する匿名データの構成概要

今まで作成を行ってきた国民生活基礎調査に係る匿名データと同様に、以下の匿名データを作成する。

匿名データの種類	調査本体の 標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
匿名データ A	約 21.7 万世帯	約 2 割	約 3.3 万世帯
匿名データ B	約 2.2 万世帯	約 2 割	約 0.5 万世帯

※「匿名データ A」は、「世帯票」、「健康票」の情報を統合したもの

「匿名データ B」は、「世帯票」、「健康票」、「所得票」、「貯蓄票」の情報を統合したもの

## 3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を基本とし、原則として、前回答申の「平成 28 年国民生活基礎調査の匿名データ」の匿名化処理を適用する。ただし、新規の調査項目及び社会情勢の変化により、以下のとおり変更する。

## (1) 新規の調査項目

## 【健康票】

- ① 「サプリメントのような健康食品の摂取の有無」は、そのまま提供する。
- ② 「過去 2 年間の胃がん検診状況」は、そのまま提供する。

## 【所得票】

- ① 「昨年 1 年間の仕送り金額」は、単独世帯は 120 万円以上、二人以上世帯は 160 万円以上トップコーディングとする。

## (2) 変更の調査項目

### 【所得票】

- ① 「企業年金の掛金」は、「企業年金」と「個人年金等」に分離されたため、「企業年金の掛金」は単独世帯 30 万円以上、二人以上世帯は 55 万円以上トップコーディング、「個人年金等の掛金」は単独世帯 36 万円以上、二人以上世帯は 68 万円以上トップコーディングとし、それぞれ提供する。
- ② 「税金＋社会保険」は、その内訳に自動車税等が追加されたため、提供済みの匿名データとの有用性に配慮し、自動車税等を除く「税金＋社会保険」は単独世帯 305 万円以上、二人以上世帯 632 万円以上トップコーディング、自動車税等を含む「税金＋社会保険」は単独世帯 308 万円以上、二人以上世帯 633 万円以上トップコーディングとし、それぞれ提供する。

## (3) 社会情勢の変化

### 【世帯票】

- ① 「子への仕送り」は、調査票データの分布状況を踏まえ、10 万円以上トップコーディングに見直す。

## 4 その他

- 廃止等の調査項目の変更点は以下のとおり

### 【健康票】

- ① 「過去 1 年間のがん検診状況」ア. 子宮がん検診、イ. 乳がん検診

- その他の措置等

匿名データの作成・確認表を作成する際に、組み合わせ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。